



被災した障がい者世帯対象

ソーラー発電支援

パネル代や
 設置費一式を
 支援します！

屋根に設置するだけで電気代が安くなり、余った電気も売って家計に貢献します。

対象世帯の要件

- 「重度」の障がいを持つ方がいらっしゃる世帯であること
- 東日本大震災によって被災された世帯であること
- 障がいを持つ方が大船渡市民であること（住民登録をされていない場合は応相談）
- ソーラー設備の設置を希望する家屋が大船渡市にあること
- 当該家屋が一戸建ての建物であること



考慮事項

ハビタットが申込みを受けた方々の中から支援の是非を判断し、ご連絡します。支援世帯数には限りがあるので申込多数の場合は、以下のような基準を設ける可能性があります。

- 世帯収入
 - 使用年数
- ※一般にソーラーパネルの耐用年数は20年～30年とされています。
 可能な限り長く使用していただける世帯/家屋であるかどうか検討します。

提出書類

- 重度の障がいを持つ方であることを証する書類の写し（一部）
 例：障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）
- 東日本大震災によって被災していることを証する公的書類の写し（一部）
 例：り災証明書、被災証明書

2kw～3kwの
 ソーラーシステムを
 支援します。

1ヶ月数千円（※）の
 節約が可能です。
 例えば月平均5,000円の場合、
 年間60,000円の節約！

※目安であり、立地や設置場所などによっても大きく異なります。

申込受付期間

2012年11月～2012年12月21日

申込後の流れ



ハビタットの
 スタッフが、
 使用開始まで
 一貫して
 サポートします！

お申込みの前に、
 まずは
 ご相談ください！

お問い合わせ

(0192) 47-4100



ハビタットは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」を目指し、世界約100の国と地域で住宅支援を行っている団体です。大船渡では震災以降、被災住宅の修繕や仮設住宅における住環境の改善を行ってきました。

1 なぜ障がい者を支援するのか？

このソーラー発電支援は、被災世帯に対する無償の経済支援を目的としています。よって、東日本大震災で被災された方のなかでも、生活基盤の弱い障がい者世帯に限定をしています。

2 支援する内容

2kw～3kwのソーラーシステム設置にかかる以下の費用をハビタットが無償で支援します。

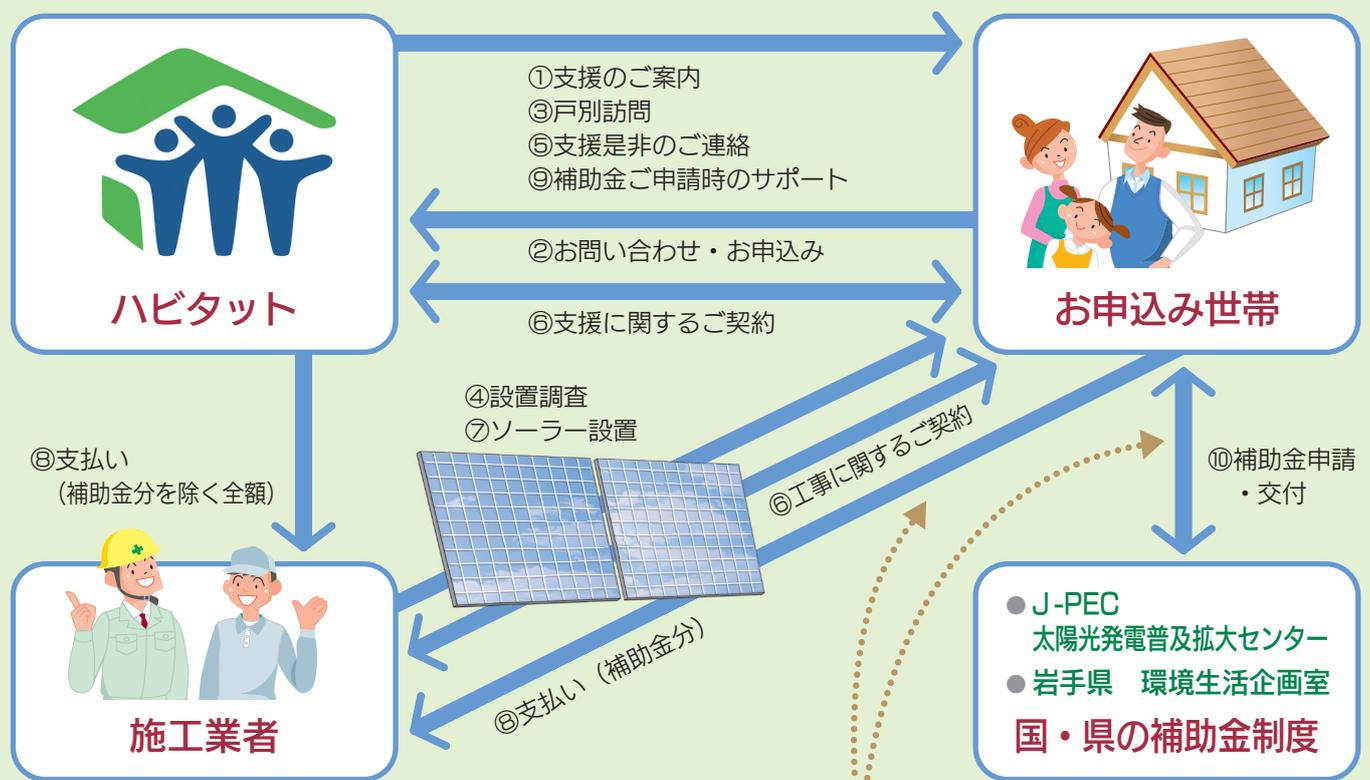
- 太陽電池モジュール
- 架台
- パワーコンディショナー
- その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
- 設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）

3 なぜソーラーパネルなのか＋期待される効果

東日本大震災以降、原子力発電にたよらない、再生可能エネルギー導入の必要性が高まっています。太陽光発電は、災害等での緊急時にも、自家発電で電気を供給することができます。

また、太陽光発電にすることで、電気代の節約になるだけでなく、余った電気を売って経済的にも大きなメリットがあります。

4 支援の流れ ※大まかな流れです。一部変更になる場合があります。



国や県に対する太陽光発電補助金申請は、ハビタットのサポートのもと、申込者が行います。補助金分を除く全額についてはハビタットが施工業者に支払い、補助金分は申込者がいったん施工業者へ支払います。その後支払った金額は申込者が補助金を申請することによって回収できます。(ご負担が難しい場合はご相談ください)。